

効果的な結婚支援等の在り方調査研究等業務委託仕様書

1 業務名

効果的な結婚支援等の在り方調査研究業務委託

2 目的

これまで県では、出生数の減少の背景には婚姻数の減少があることを踏まえ、少子化対策の一環として結婚支援を実施してきた。具体的には、「よかボス企業」の普及促進や、まりっくまパスポート事業による結婚を応援する気運の醸成、市町村への婚活イベント等への助成が挙げられる。

しかしながら、出生数は8年連続で減少しており、さらには結婚の意思を含め価値観が多様化している現代において、今後の結婚支援の在り方を改めて検討する必要がある。

また、令和6年度に策定した「こどもまんなか熊本・実現計画」において、「こどもまんなか熊本」の実現に向けて、希望に応じた結婚等への支援や、結婚・子育てに希望を持てる環境の整備を行うこととしているほか、婚活・結婚の重点的支援や、「よかボス企業」の優遇施策の充実と登録企業の取組みの深化を行うこととしており、その具体化を検討する必要がある。

本業務では、これまで県が取り組んできた結婚支援等について、成果や課題等の整理を行うとともに、行政（県）としての結婚支援の在り方を整理した上で、これまでの県の取組みの見直しも含めた、より効果的な結婚支援の取組みの方向性と具体的な事業を検討することを目的とする。

3 業務内容

本委託業務の内容は下記（１）～（４）のとおり。「①事業実施方針」、「②事業実施の手法やプロセス」、「③実施体制」、「④業務実施スケジュール」について提案すること。

なお、事業実施に当たっては、県と協議の上決定する。

（１）県の取組みの成果及び課題の整理

県が実施してきた結婚支援等の取組み（別紙「県実施事業一覧」のとおり）に関して、市町村や事業者、利用者などに対するアンケートやヒアリングを行い、成果及び課題を整理すること。当該成果及び課題の整理の手法については、提案事項とする。

（２）課題解決に向けた効果的な取組みの提案

（１）により抽出された課題に対し、専門的な知見や統計資料、県内や他地域における全国的な事例、本県で別途聴取する県民からの意見等を踏まえ、行政（県）としての結婚支援の在り方を整理すること。その上で、これまでの県の取組みの見直しも含めた、より効果的な結婚支援の取組みの方向性について、事業実施イメージとセットで提案すること。

提案に当たっては、外部の有識者や民間事業者からの意見を取り入れるなど、提案の内容が社会情勢に合ったものとなるような工夫を行うこと。

（３）市町村の結婚支援の分析・データベース作成

県の補助により実施した市町村の婚活イベント（１００件程度）について、今後の市町村のより効果的な結婚支援の実施に活用できるよう、取組みとその成果を取りまとめたデータベース（Excel）、傾向や課題等の分析結果を取りまとめた市町村用報告書の作成を行うこと。なお、データベース作成については、必ず次の項目を含めること。

<項目>

実施日、場所、参加者数、参加条件、参加費、マッチング数等

（４）その他

（１）～（３）に付帯する事務

4 契約期間

委託契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

5 成果品

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体（２部）及び電子データで提出すること。

- (１) 中間報告書（令和７年（２０２５年）９月１９日（金）までに提出）
 - ・ 中間報告書（上記３（１）（２））
 - ・ 中間報告書の概要（絵や図等を用いて、２ページ程度にまとめたもの）
- (２) 最終報告書（上記（１）中間報告書の内容をより詳細（具体的）に記載したもの）
- (３) データベース（市町村の婚活イベントの取組みと成果をとりまとめたもの）
- (４) 市町村用報告書（上記（３）市町村の婚活イベントの分析結果をまとめたもの）
- (５) その他、本業務実施にあたり作成、収集した資料一式

<留意事項>

- ・ 電子データは「Microsoft Office」を用い作成すること。なお、データ形式は、「Microsoft Office 2016 以降」のソフトウェアで閲覧、及び編集が可能なものとする。
- ・ 電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん、外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを必ず行うこと。
- ・ 成果品については、外観にタイトル等を表記し、内容がわかるようにすること。
- ・ 受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、納品完了後であっても、受託者は速やかに県が必要と認める訂正、補正、その他の必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

6 事業実施体制

- (１) 短期間での事業実施が必要となることから、業務遂行に十分な人員を配置するとともに、業務管理責任者を配置し、適切に事業の管理を行うこと。
- (２) 業務全体の進捗管理及び方向性の認識を合わせるために、対面またはオンライン形式にて定期的に打合せ（中間報告書提出までは週１回程度、その後は月１～２回程度）を行うこと。また、毎回議事録を作成し、３営業日以内に提出すること。

7 その他

- (１) 本事業の遂行にあたっては、県と十分に協議を行いながら実施すること。
- (２) 県は、受託者の業務遂行に必要な資料等の提供に可能な限り協力することとする。
受託者は県から提供された資料等については、本事業以外の目的に使用してはならない。また、資料等は業務完了後速やかに県へ返却しなければならない。
- (３) 当委託業務契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、すべて県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく使用または流用してはならない。
- (４) 本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、県の指示に基づくものとする。
- (５) 委託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、県と十分協議のうえ決定すること。
- (６) 受託者は、業務の全部又は委託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、県と十分協議のうえ決定すること。
- (７) 当該事業は、こども家庭庁のＲ７年度地域少子化対策重点推進交付金（別添「地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」参照）を活用した事業であり、事業経費が当該交付金の対象経費となっていることが必須である。そのようなことから、実績報告書等を提出する際に収支精算書も併せて提出させ、当該交付金の対象経費であることの確認をした上で、精算をする（精算の範囲は委託業務全体が対象）。
- (８) 仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ決定すること。

〔県実施事業一覧〕

○「よかボス企業」

「よかボス」は、自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、共に働く社員や職員や従業員等の仕事と生活（結婚、子育て等）の充実を応援するボス（企業の代表者等）のことであり、ボスは具体的に取り組む内容を宣言（よかボス宣言）する。

ボスが宣言を行った企業は「よかボス企業」として登録され、各企業が働きやすい職場づくりに取り組むことを促進することにより、結婚・子育てしやすい県を目指す。

平成29年度から募集を開始。

<登録件数（R7.3.31時点）>

1,066件

○まちのよかボス

地域において、結婚や子育て等に関する活動を自主的に取り組んでいる人を「まちのよかボス」として任命し、「よかボス企業」や市町村と連携して、地域における結婚や子育て支援を推進する。

○地域部会

行政機関と「よかボス企業」、「まちのよかボス」が連携しながら、地域の課題を抽出し、解決に向けて協議・実践していく活動組織（八代市、山鹿市、天草市、熊本市北区の計4部会）。

○「まちのよかボス」結婚相談所

結婚を希望する20歳以上の独身の方を対象に、「まちのよかボス」が無料で結婚に関する相談を受けるもの。令和6年度から実施（R6.11～R7.3）。

○まりっくまパスポート

新婚1年以内又は今後結婚を予定しているカップルが、結婚を応援する企業等（「結婚応援の店」）で料金割引等の特典やサービスを受けることができる制度。

<結婚応援の店登録件数（R7.3.31時点）>

331件

○少子化対策総合交付金（結婚チャレンジ事業 補助率3/4）

結婚支援に関する事業を実施する市町村に対する県の助成。対象事業は以下のとおり。

（1）結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するパーティー、セミナー、文化・スポーツイベントその他結婚を希望する独身男女の出会いを創出する事業

（2）上記（1）以外で市町村における結婚支援に資する事業